

平成 30(2018)年度(2 次)
NGO 海外スタディ・プログラム最終報告書

提出日	2019 年 3 月 8 日
氏名	細井なな
所属団体(正式名称)	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン
受入機関名 (所在国)	CFCC India Liaison Office (インド) Keeping Children Safe (インド) ChildFund Japan Nepal Office (ネパール)
研修期間	2019 年 2 月 24 日～2019 年 3 月 7 日
研修テーマ	南アジアの社会・文化的背景を考慮した子どものセーブガーディング



＜目次＞

	ページ
1. 導入	1
2. 本文	2
2－1 研修テーマについて明らかになったこと	
2－2 研修実施内容の詳細	
3. 考察・提言	5
3－1 結論	
3－2 本研修成果の自団体、NGO セクターの組織強化や活動の発展への活用方針・方法	
3－3 テーマに関する日本の国際協力分野への提言	
4. 団体としての今後の取組方針	7
5. その他	7

1. 導入（研修実施の背景）

チャイルド・ファンド・ジャパンは、2018 年度から 2020 年度の 3 カ年期計画において、これまで活動の規範としてきた「チャイルド・プロテクション・ポリシーと行動規範」では、子どもをも守る体制としては不十分であるという危機意識をもとに、その見直しを重点課題として位置づけた。見直しの第一段階として、「子どものセーフガーディング」を正しく理解しかかる体制を整備する計画を策定することを目的に据えた。この目的を達成するために、平成 30 年度 NGO 海外スタディ・プログラムの機会を得て、年度初旬の 5 月に、子どものセーフガーディングの国際基準の普及を担う Keeping Children Safe（以降、「KCS」と記す）の開催する研修に参加し、子どものセーフガーディングの国際基準の基本的な知識を修得した。

また、時同じくして、JANIC が開始した「セーフガーディング勉強会」に参加し、当該分野にかかる日本の NGO の問題意識や取り組み状況について情報交換し、研修で学んだ知識と照らし合わせて団体の取り組みを検討し、子どものセーフガーディングの取り組みを推進するための組織内のコミットメントを維持・継続することに努めた。

その結果、チャイルド・ファンド・ジャパンでは、今回の研修開始までに以下の取り組みを進めることができた。

- 「子どものセーフガーディング委員会」を設置。組織規程に反映。
- 本部職員導入研修（2 回）
- 「子どものセーフガーディング方針（行動規範を含む）」の策定、総会での承認、団体ウェブサイトでの公開（従来の「子どものプロテクション・ポリシー」の廃止）
- 「子どものセーフガーディング方針（行動規範を含む）」の順守誓約書の職員、理事、会員の署名の順次取り付け
- フィリピン事務所職員と 11 カ所の事業パートナーへの導入研修
- ネパール事務所長へのオリエンテーション
- 「子どものセーフガーディング方針（行動規範を含む）」の小学生版・中高生版の策定

「子どものセーフガーディング方針」が策定されたことにより、組織内でセーフガーディング体制の整備を進めるための土台が整ったと感じられた一方で、方針に沿った制度や諸手続きの整備、海外事務所への普及のプロセスを具体化する段階で、幾つかの具体的な課題が浮上してきた。そのうちの 하나가、ネパール事業におけるセーフガーディングの導入である。チャイルド・ファンド・ジャパンのネパール事務所は、2015 年の大地震への緊急支援を契機に、活動規模が急速に拡大した。かかるネパール事務所のスタッフならびにパートナー団体が「子どものセーフガーディング」の必要性和意義を正しく受けとめ、取り入れていくには、南アジアの社会・文化的文脈を踏まえて導入を図る必要があると認識された。

かかる背景を踏まえ、NGO 海外スタディ・プログラム（2 次）を通じ、以下 3 点を目的とした研修を実施した。

- 1) 南アジアにおけるセーフガーディングの取り組み状況と留意すべき事柄を理解する。
- 2) ネパール事務所におけるセーフガーディング導入計画を策定する。
- 3) 団体のセーフガーディング方針に続く取り組みプロセス案を策定する。

2. 本文

2-1 研修テーマについて明らかになったこと

(1) 「子どものセーフガーディング」の国際基準の4つの分野と、国際的な文脈下での定義が以下のとおり確認された。

- 「子どものセーフガーディング」は、組織が子どもに対して負う責任であり、国際基準として整理された以下の4分野に対応することでセーフガーディングの体制を整備・維持・強化していくことができる。

	基準分野	満たされるべき内容
1	ポリシー（規程） Policy	組織において、子どもへのあらゆる形態の暴力を防止し、また適切に対応するかを表したポリシー/規程が策定されている。
2	関わる人々 People	職員と関係者が負うべき責任と課せられた期待を組織が明確に示し、これらを全員が理解し、責任と期待に沿って行動するよう研修等の機会を提供している。
3	諸手続き Procedure	組織のすべての活動において子どものセーフガーディング手続き・手順がとられることにより、子どもにとって安全な環境を醸成している。
4	常に見直し説明できる 体制 Accountability	組織が、子どものセーフガーディングのすべての取り組み状況を常にモニターし、見直している。

- 「チャイルド・プロテクション」と「子どものセーフガーディング」の用語の定義、捉え方については、国際的な文脈においては、以下のように明確に整理されていることが確認された。

用語	定義
チャイルド・ プロテクション	家族、コミュニティの中で暮らす子どもを守るために策定された当該国の法律や所規定、システムを強化するために取り組まれる活動(事業)。 「チャイルド・プロテクションの問題 (child protection issue)」は、コミュニティの中に存在する子どもに危害をもたらすケースや事象。組織外(external)の要因によるもの。
子どもの セーフガーディング	組織のスタッフや活動その他のオペレーション（人事、募金、コミュニケーション、モニタリング、寄付者との関係等）が関わる子どもに対して組織が負うべき責任。 「子どものセーフガーディングの問題 (child safeguarding issue)」は、かかる組織によって引き起こされる子どもに危害をもたらすケースや事象。組織内(internal)の要因によるもの。

(2) 「子どものセーフガーディング」があらゆる場面においていかに重要であるかについては、子どもの権利条約の幾つかの条項にも、以下太字で記されている箇所を中心に明記されていることが確認された。

条項	子どものセーフガーディングの重要性に係る記載
第3条	「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

	締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。
第 19 条	締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
第 34 条	締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。 a. 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。 b. 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。 c. わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

* 訳は日本ユニセフ協会のホームページから引用。

- (3) セーフガーディングの取り組みを整備するにあたっては、組織の活動地域の関連法に沿って整備することが必須である。例えば、インドでは、子どものシェルターでの 7 歳の女兒に対する性的虐待をはじめとした事件が明るみになるなか、政府が関連法の整備を進めている。関連法の整備状況を的確に把握し、法令に照らし合わせて組織の体制の整備を進めることが肝要である。インドにおいては、セーフガーディングをすべての機関が備えることを求める法案として、National Child Protection Policy が近く施行される見通しであり、同国で活動する NGO にも適用されることとなる。
- (4) 南アジアの文脈下では、ジェンダーとカーストによる差別が依然として根深く、また、早期婚の問題も日常的な課題であり、セーフガーディング体制の中でもリスク分析の実施や通報制度の確立の際にこれらの要因を踏まえることが肝要である。
- (5) 子どものセーフガーディング方針策定後の諸施策の取り組みプロセスは、方針を実行に移すことに他ならない。優先度は、子どもと接する度合いに応じて判断する。

2-2 研修実施内容の詳細

(1) CCFC インド事務所のセーフガーディングの取り組み状況：

CCFC では、2014 年 4 月に「子どものセーフガーディング方針」が施行され、2016 年 3 月、2018 年 8 月に改訂されている。この方針に沿って、カナダの本部において作成されたツール類が国事務所に共有されているが、主たる事業の一つであるスポンサーシップ・プログラムの寄付者への説明を念頭においたツールであることがうかがわれた。

インド事務所では、セーフガーディング専任のスタッフは配置されておらず、スポンサーシップ現在のマネージャーは、着任半年後に KCS のセーフガーディング研修を受け、事務所内での

セーフガーディング体制強化に着手している。その一環として、パートナーNGO3 団体に対し、セーフガーディングの研修が提供されている。

(2) KCS 研修

本研修は、チェンナイで開催される 2 回目の研修であるとの説明を受けた。14 名の参加者のうち 12 名はインド人であり、インド人以外はスコットランド人と日本人各 1 名であった。インド人参加者のうち 1 名は自ら立ち上げた NGO の代表者であったが、残る 11 名は、INGI のパートナー団体から与えられた能力開発予算の中から工面して本研修に 1 組織から複数名参加させており、関心の高さがうかがわれた。

事前アンケートを通じて把握された参加者の経験と期待を踏まえ、研修では、インドや南アジア地域の関連協定・法令を、インドにおける直近の報道の中から、子どもが性的搾取などの被害にあった事件の報道と関連づけて紹介し、子どものセーフガーディングの必要性、用語の定義の理解、リスク分析と通報制度のシミュレーションのグループワークに多くの時間が割り当てられた。

リスク分析では、具体的なケースが割り当てられ、3 つのグループに分かれて検討・発表がなされたが、ジェンダーやカーストによる差別、早期婚のリスクがあらゆるケースで触れられたことが印象的であった。一方で、性的搾取のリスクも全てのケースで挙げられたことに対しては、講師から、リスクについては、あくまでも現実的な可能性に沿って判断することが肝要であり、子どもに対する最悪の危害の一つである性的搾取に安易にすべての活動を結びつけることの危険性が指摘された。

通報制度については、特に、通報することの妨げとなる要因と対応策を参加者どうして話し合った。通報者が安心して通報できる環境とするには、平時から対象地域の子どもと大人に対しセーフガーディングの取り組みをわかりやすく説明し、通報方針で守秘義務にふれ、通報者の立場を守る体制を整備・周知することが肝要と理解された。

また、自然災害の緊急人道支援のケースでは、例えば、緊急支援物資の配布や子どもの空間で子どもたちの活動を担うボランティアに対し、セーフガーディングの研修を実施する時間は取れないとの現場のスタッフならではの切実な声が聞かれた。こうした声を参考に、緊急支援活動時にセーフガーディングを徹底するには、少なくとも、ボランティアならびにスタッフの採用・研修の段階までは、本部や他の海外事務所から応援を速やかに派遣することが必要との認識を新たにした。

東京におけるセーフガーディング方針策定後の取り組み手順については、方針文書に記載した予防、対応、報告の段階ごとに優先度が高い施策が特定された。この案をたたき台として子どものセーフガーディング委員会で検討し、来年度計画に落とし込む方向で提案したい。

(3) ネパール事務所における導入研修：

インドでの研修直後にネパール事務所の全職員（1 名が帰省のため欠席）の参加を得てその結果を共有できたことは幸いであった。インドの文脈は、ネパール事務所スタッフにも身近なものとして感じられたいる様子が見て取れた。一方で、「子どものプロテクション」と「子どもの

セーフガーディング」の定義については、納得して理解できるには、もう少し工夫が必要と感じられた。

導入研修を経て、まずは、東京において策定された「子どものセーフガーディング方針」の英訳をもとに、ネパール事務所の文脈に照らし合わせてネパール事務所版のセーフガーディング方針を策定し、リスク分析を各事業計画、モニタリングと評価・報告に取り入れる体制を整える方向で着手するという大枠の見通しを話し合い、来年度計画に反映することとなった。

3. 考察・提言

3-1 結論

セーフガーディングの国際基準は、どの国においてもどのような環境においても当てはまる極めてシンプルな枠組みであるが、実際的で有効なものとするには、組織の子どもとのコンタクトの度合い、各国の関連法の整備状況や実態との乖離度合いを踏まえ、独自のものとしていくことが、有効な体制整備につながる。

同様に、セーフガーディングにかかる関係者の理解を確かなものとするためには、言語だけでなく、対象者の嗜好に合わせたプレゼン方法、レイアウト等も、それぞれの関係者に合った形で用意することが、手間はかかっても、最終的には、理解を徹底する近道となる。子どもの参加を得るために必須となる子ども用の説明資料については、例えば、「性的な行為」などの用語を子どもに適した用語に置き換えることに難しさを感じられた。社会文化的な背景から性教育が活発ではない南アジアの国においては、ローカルの言語で説明するよりも、“Good touch, bad touch”などの簡単な英語を取り入れる方法も有効な方法である。

これまでの経験と研修で修得した事柄を振り返って、あらためて、セーフガーディングの体制整備の取り組み順位を考えた時、以下の順番が一つの案として考えられる。

- (1) 方針文書の策定
- (2) 子どもをはじめとした主要関係者のそれぞれの翻訳版の作成
- (3) 組織共通のリスク分析ツールを作成。子どもとのコンタクトの多い活動から順次導入。
- (4) 安全な採用ガイドラインの策定（1枚紙程度で構わない。セーフガーディングを反映した採用手順を記したもの）。具体的には以下を網羅する：
 - ① 求人広告にセーフガーディング方針への順守誓約条件を明記すること。
 - ② 面接時に質問する内容・項目、評価の視点
 - ③ 紹介状・保証人の誓約書に、子どものセーフガーディング要件を盛り込む。
 - ④ 採用後にセーフガーディングの導入研修を担う担当者
- (5) 行動規範を目につくところに掲示
- (6) スタッフ研修と子どもへの教育体制の整備
 - ・ スタッフ対象の年間研修計画の策定
 - ・ ボランティア、インターン向けのオリエンテーションのツール(PPT)作成
 - ・ セーフガーディング担当者の定期研修計画
- (7) コミュニケーション・ガイドラインの策定（1枚紙程度で構わない。セーフガーディングを反映した採用手順を記したもの）

(8) 通報制度の整備

- 通報(懸念・事件)の通報を受ける担当者を明確にする。
- ネパール/フィリピン事務所から本部への通報のレベルの決定(一般的には、国事務所内で解決し、本部には報告のみ。ただし、職員が加害者である場合は懲罰に本部が関わる場合もある)。
- 国事務所、本部レベルで通報を受ける担当者が通報内容を記録する書式の策定(本部の担当者の書式は日本語。海外事務所の書式は英語。)。また、各事務所内・事務所間の通報フローチャートを作成。

(9) モニタリング体制の整備

- 各事務所に、上述(1)～(8)の取り組み状況をモニターする担当者を特定する。本部においては、セーフガーディング委員会の中から特定されることが望ましい。
- (1)～(8)のチェックリストの作成。効果的に実施できているかどうか、期待される改善・などを記載する。

3-2 本研修成果の自団体、NGO セクターの組織強化や活動の発展への活用方針・方法

チャイルド・ファンド・ジャパンでは、子どものセーフガーディングの取り組み整備・強化を現行中期計画に位置付け、その初年度に NGO 海外スタディ・プログラムで2度の研修機会を得ることができた。1度目の研修後に実施した職員研修は、まだ、担当者自身の理解も十分でなく、参加者の参加を担保できる内容とは程遠かった。その後、フィリピン事務所での導入研修、そして今般2度目の研修を経たネパール事務所での導入研修は、少しずつではあるが内容が改善されていることが参加者の反応から実感できた。この経験をセーフガーディング委員会ならびに海外事務所担当スタッフとも共有し、当該中期計画期間中に、セーフガーディングについて第三者に説明できる人材を増やしていきたい。今回の研修では、また、方針に沿った優先取り組み施策の案を特定することができた。この案をセーフガーディング委員会の検討を経て次年度計画に反映することが間に合うと、現在の中期計画でセーフガーディング体制を整備するという目標達成に大きく近づく。2つの海外事務所とも、セーフガーディングの取り組みについて、共通の意識を持つことができたと感じている。事務所間の経験値には差があるが、組織全体のセーフガーディング体制の底上げが図れるよう、事務所間の協力・連携も意識しながら体制整備を進めたい。

また、今年度の取り組みの過程で、ネパールへの導入とあわせて浮上した課題については、引き続き、対応強化のための研修機会を検討したい。KCS では、スポンサーシップ・プログラムならびにオンラインのセーフガーディングのガイドラインを策定中との情報が得られた。ガイドラインが完成した際には、ぜひ、それぞれの分野に関わる職員が研修を得る機会を持てるよう働きかけたい。

NGO セクターにおいては、すでに JANIC がセーフガーディング推進の勉強会を立ち上げ、1月18日に開催された「新しい」国際協力“を考える”イベントでは、その分科会の一つにセーフガーディングが取り上げられ、勉強会参加団体の一員として、チャイルド・ファンド・ジャパンの経験を共有する機会を得た。今後も、NGO のネットワークの活動の中で共有する機会をもつよう努めたい。

3-3 テーマに関する日本の国際協力分野への提言

今回の KCS の研修は、参加者14名のうち12名がインド NGO の職員であった。その大半がカナダの国際協力 NGO と連携して事業を実施するパートナー NGO であり、研修参加経費は、カナダの国際協

力 NGO が支出していると聞いた。セーフガーディングの国際基準には、実施パートナーのセーフガーディング体制整備の責任も含まれている。日本の国際協力は、歴史的に技術協力・人材育成が強みであることを思い起こし、日本の国際協力の現地パートナー組織へのセーフガーディングの普及も支援活動の枠組みに含められることを期待したい。

4. 団体としての今後の取組方針

チャイルド・ファンド・ジャパンでは、本研修期間の終盤 2 日をネパール事務所への研修成果の共有にあて、3 カ年計画の初年度に、なんとか、日本、フィリピン、ネパールの 3 つの事務所においてセーフガーディングの導入研修を行い、足並みを合わせることができたと感じている。

年度末までに、方針に沿って特定された優先取り組み施策案をセーフガーディング委員会で検討し、来年度計画に反映することを後押ししたい。

今年度の初回の研修で、私たちは子どもの安全を守り続けるセーフガーディングの旅路に必要な羅針盤を得たが、今回 2 回目の研修では地図が得られた。羅針盤と地図を手に、チャイルド・ファンド・ジャパンの活動に関わるすべての関係者が、子どもたちが安心して参加できる質の高い開発事業を実施していくことができるよう引き続き組織運営に取り組みたい。

5. その他

5－1 本プログラムや事務局側に対する提案・要望等

セーフガーディング取り組み初年度に 2 度の研修機会をいただき感謝している。

5－2 写真類



研修参加者集合写真



研修風景

以上